北海道木材産業等高度化推進資金貸付事業実施要領

昭和５４年１１月２日制定
［最終改正］令和８年８月２７日
林業木材第６６３号

木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」という。）の貸付事業の実施については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第 205号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（54林野企第83号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則(平成8年農林水産省令第58号)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について(8林野流第105号)及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について(8林野流第106号)並びに北海道木材産業等高度化推進資金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）の定めるところによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第１　推進資金の内容

１　推進資金の種類

道から、資金の預託を受けて推進資金を取扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が貸付けする推進資金の種類は次のとおりとする。

ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

推進資金の種類		貸　付　対　象	推　進　資　金　の　内　容
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金 短期資金 長期資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（森林法第２条第２項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。素材生産に係る者に限る。）、数人共同の事業体若しくは単独事業体（数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）	１　素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 ２　素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ３　木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ４　素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） なお、４の素材等の加工を行うのに必要な資金については、１から３までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。
	新規需要創出資金 短期資金 長期資金	木材の製造に係る事業体であって、次に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者 製材、合板、集成材、単板積層材、 防腐・防虫・耐火処理材、直交集成板、木質チップ、ペレット、その他林野庁長官が承認した製品	１　素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ２　木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ３　素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

推進資金の種類		貸　付　対　象	推　進　資　金　の　内　容
木材高度加工資金 短期資金 長期資金		木材の製造に係る事業体（知事の定める事業体に限る。）	木材の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材、製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） 並びに原材料となる素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費（地域材であってＪＡＳ材に係るものに限る。）
		長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき当該資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行う者	1　素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 2　素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費、その他の素材等を加工するのに必要な資金
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金 短期資金 長期資金	林業を営む者	造林を行うための作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費
		効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合	素材生産に係る請負契約に基づく前渡金又は中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃
	伐採・造林一貫作業推進資金 短期資金 長期資金	森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体	素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資金であって、次に掲げるものとする。 (ｱ) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） (ｲ) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費
木材安定供給資金 短期資金 長期資金		森林所有者等（右記1、3の資金に限る。）、木材利用事業者等（右記2、3の資金に限る。）、木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（右記3の資金に限る。）、木材の輸送を業として行う者（右記3、4の資金に限る。）、木材製品利用事業者等（右記3、5の資金に限る。）	1 素材生産を行うのに必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、国有林の管理経営に関する法律（以下、「管理経営法」という。）第８条の14第４項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。 なお、管理経営法第８条の５第３項に基づく権利設定料を含む。 2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 (ｱ)素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金 素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (ｲ)木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 4 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金 輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金 木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金

2　推進資金の貸付条件

推進資金の種類ごとの貸付条件については、次のとおりとする。ただし、貸付利率における保証付きの利率は債務保証（１００％機関保証）を利用する場合に適用するものとする。

推進資金の種類		貸付限度額	貸付利率		償還期限
			保証なし	保証付き	
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	１億円	短期資金　年2.50ﾊﾟｰｾﾝﾄ 三倍協調 年2.40ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年2.15ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年3.00ﾊﾟｰｾﾝﾄ 三倍協調 年2.80ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年2.30ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　年2.10ﾊﾟｰｾﾝﾄ 三倍協調 年2.00ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年1.75ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年2.60ﾊﾟｰｾﾝﾄ 三倍協調 年2.40ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年1.90ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　１年以内 長期資金　５年以内 （据置期間１年以内）
	新規需要創出資金	１億円	短期資金　年2.15ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年2.30ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　年1.75ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年1.90ﾊﾟｰｾﾝﾄ	
木材高度加工資金		１億円	短期資金　年2.15ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年2.30ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　年1.75ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年1.90ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　１年以内 長期資金　５年以内 （据置期間１年以内）
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	1.5億円	短期資金　年2.50ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年3.00ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　年2.10ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年2.60ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　１年以内 長期資金　５年以内 （据置期間１年以内）
	伐採・造林一貫作業推進資金	２億円	短期資金　年2.40ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年2.15ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年2.80ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年2.30ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　年2.00ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年1.75ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年2.40ﾊﾟｰｾﾝﾄ 二倍協調 年1.90ﾊﾟｰｾﾝﾄ	
木材安定供給資金		３億円	短期資金　年2.15ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年2.30ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　年1.75ﾊﾟｰｾﾝﾄ 長期資金　年1.90ﾊﾟｰｾﾝﾄ	短期資金　１年以内 長期資金　５年以内 （据置期間１年以内）

3　推進資金の貸付限度額の特認

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、数人共同の事業体又は木材市場に係る事業体で、次の表に定める基準に該当する者の貸付限度額は林野庁長官が次の表に定める金額を超えない範囲内で承認した額とする。

資金名		基準	貸付限度額
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	素材の年平均生産量　１０，０００ｍ３以上 素材の年平均引取量　１５，０００ｍ３以上 木材製品の年平均引取量　２０，０００ｍ３以上	２億円
		素材の年平均生産量：１５，０００ｍ３以上、かつ、経営管理実施権の設定を受けていること又は構想適合事業者であること 素材の年平均引取量　３０，０００ｍ３以上 木材製品の年平均引取量　４０，０００ｍ３以上	４億円
		素材及び木材製品の年平均引取量５０，０００ｍ３以上	５億円
木材高度加工資金		ＪＡＳ材の製造を行う者	２億円
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	造林の年間施業面積　５００ha以上	４億円
	伐採・造林一貫作業推進資金	素材の年平均生産量　１０，０００ｍ３以上	４億円
木材安定供給資金		協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定締結時から５％以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合であっても、借受者の償還が適切に行われると認められる事業体	４億円

4　数人共同の事業体及び単独事業体

貸付要綱第４条の(１)のア及び第１の１の表中の、数人共同の事業体及び単独事業体は次のとおりとする。

（１）数人共同の事業体

貸付要綱第３条の(２)から(６)までに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体についてはおおむね４人（次に掲げる者に係るものにあっては２人）以上の者をもって構成する同一目的を有する組織体（以下「数人共同の事業体」という。）として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えていることが必要である。

ア　素材生産等促進資金を借り受けようとする者（木材の年間取扱量の合計がおおむね3,000m3以上の者又は間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画する者に限る。）

イ　新規需要創出資金を借り受けようとする者

ウ　日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第２条第３項に規定する登録認証機関の認証を受けた木材製造業を営む者又は1年以内に当該認証を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営む者

（２）単独事業体

貸付要綱第３条の（２）から（６）までに掲げる者で、事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者のうち中小企業等協同組合等の組合及びその連合会、並びに数人共同の事業体以外の者については、次のいずれかを満たしていることが必要である。

ア　木材の年間取扱量がおおむね3,000m3以上の事業体（素材生産等促進資金を借り受けようとする貸付要綱第３条の(２）から（４）までに掲げる者にあっては、木材の年間取扱量がおおむね1,500m3以上又は木材の年間取扱量がおおむね1,000m3以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の取扱量のおおむね５割以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれる事業体とする。）

イ　新規需要創出資金を借り受けようとする者にあっては、木材生産の生産量の増加が見込める事業体とする。

ウ　新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体

エ　日本農林規格等に関する法律第２条第３項に規定する登録認証機関の認証（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）のうち、構造用製材に係るものに限る。）を受けた木材製造業を営む者

5　木材高度加工資金の貸付対象事業体

貸付要綱第４条の(２)及び第１の１の表中の知事の定める事業体は、次に掲げる木材の製造に係る事業体に該当するもののうち、契約・協定等に基づき素材又は木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金を借り受けようとする者とする。

（１）次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年取扱量がおおむね 3,000m3以上のもの

（ア）　集成材製造施設
（イ）　人工乾燥施設
（ウ）　薬剤処理施設
（エ）　プレカット加工施設
（オ）　廃木材破砕・再生処理施設
（カ）　製材用省力化設備
（キ）　合板用省力化設備
（ク）　木製組立材料製造用省力化設備
（ケ）　合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備

（２）合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 5,000m3以上のもの

（３）木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの

6　借受資格者

（１）　貸付要綱第４条の（１）の事業経営改善合理化資金、同条の（２）の木材高度加工資金は、木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）の認定を受けた者

とする。

（２） 貸付要綱第４条の（３）の林業経営改善資金の借受資格者は、林業経営改善計画の認定を受けた者とする。

（３） 貸付要綱第４条の（４）の木材安定供給資金の借受資格者は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく木材安定供給確保事業に関する計画（以下、木材安定確保事業計画という。）の認定を受けた者とする。

第２　木材産業等高度化推進資金運用計画

１　木材産業等高度化推進資金運用計画の策定

知事は、当該年度における推進資金の貸付枠と合理化計画、林業経営改善計画及び木材安定供給確保事業計画（以下「合理化計画等」という。）の認定を受けた者のうち、当該年度における資金借受者の資金需要額等の調整を図ることにより、推進資金の効率的な運用に努めなければならない。

２　木材産業等高度化推進資金借入計画承認申請書の提出

（１） 資金借受者は、認定を受けた合理化計画等に基づき、当該年度内における資金借入計画を策定し、別記様式１の木材産業等高度化推進資金借入計画承認申請書（以下「借入計画書」という。）を、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下、同じ。）により、当該資金借受者の所在地を管轄する総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出するものとする。

（２） 総合振興局長等は、資金借受者から借入計画書を受理したときは、さきに認定した合理化計画等との整合及び資金借受者の経理、事業内容等を勘案の上、別記様式２の木材産業等高度化推進資金貸付計画（総合）振興局長意見書（以下「総合振興局長等意見書」という。）に借入計画書の写しを添えて知事に提出するものとする。

３　資金調整

知事は、総合振興局長等意見書及び借入計画書の写しを受理したときは、これら提出書類をもとに、当該年度内における推進資金の貸付枠と資金需要額等を調整の上、資金借受者別に貸付額等を決定し、総合振興局長等に通知するものとする。

４　取扱金融機関に対する通知

知事は、推進資金の貸付額等を決定したときは、各資金借受者を取扱金融機関別にとりまとめの上、別記様式３の木材産業等高度化推進資金運用計画通知書により取扱金融機関に通知するものとする。

５　資金借入計画の承認通知

総合振興局長等は、３の規定による通知を受けたときは、別記様式４の木材産業等高度化推進資金借入計画承認通知書により、資金借受者に通知するものとする。

６　借入額の変更等

３の規定による調整に基づき、知事が決定した推進資金の貸付額等が資金借受者の認定された合理化計画等に記載されている事項若しくは借入計画書の内容と異っているときは、３の規定による知事の決定が優先するものとする。

第３　推進資金の貸付

１　借入申込

合理化計画等の認定を受けた者のうち、資金借受者は取扱金融機関に対して、当該取扱金融機関の所定の申込書に知事の認定に係る合理化計画書及び木材産業等高度化推進資金借入計画承認通知書の写し並びに合理化措置及び木材の安定供給のための促進措置（以下、「合理化措置等」という。）に係るものであることを証する書類を添えて、推進資金の借入れの申込みを行うものとする。

なお、ここでいう合理化措置等に係るものであることを証する書類とは次のとおりとする。

ア　事業経営改善合理化資金

木材の共同購入等に係る売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書、落札証明書等

なお、法人格のない団体の場合は、上記書類のほか、別記様式５の構成員別受益分担表を添付する。

イ　木材高度加工資金

労働契約書、固定資産台帳等

なお、法人格のない団体の場合は、上記書類のほか、別記様式５の構成員別受益分担表を添付する。

ウ　木材安定供給資金

売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書、落札証明書等

２　独立行政法人農林漁業信用基金の保証

（１）　推進資金の貸付けの円滑化を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の保証の活用を図るものとする。

（２）　資金借受者で独立行政法人農林漁業信用基金の保証を依頼しようとする者は、推進資金の借入申込の際に、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証依頼書を取扱金融機関に提出するものとする。

３　推進資金の貸付けの停止

（１）　取扱金融機関は、知事から合理化計画等の認定の取り消しの通知を受けた場合は、当該資金借受者に対する推進資金の貸付けを停止するものとする。

（２）　取扱金融機関は、知事から合理化計画等の認定の取り消しの原因が、著しく本制度の趣旨に反するものである旨の通知を受けた場合には、資金借受者に貸付けを行った推進資金につきその全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

第４　推進資金の借入報告

１　推進資金借入の報告

資金借受者が、取扱金融機関から推進資金の貸付けを受けたときは、借入実行後速やかに別記様式６の木材産業等高度化推進資金借入報告書（以下「借入報告書」という。）を書面又は電磁的記録により、総合振興局長等に提出するものとする。

２　月別借入状況の報告

総合振興局長等は、借入報告書に基づき毎月の推進資金の借入状況につき、別記様式７の木材産業等高度化推進資金借入状況報告書を作成し、借入報告書の写しを添えて翌月１０日までに知事に提出するものとする。

第５　推進資金の実績報告

資金借受者は、合理化計画等上の各年度終了後２カ月以内（合理化計画等上の年度の終了の日が３月中にある場合には、４月末日まで）に当該年度の資金の借受額及び資金の借受けに係る事業の実績につき、別記様式８の実績報告書を書面又は電磁的記録により、総合振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

第６　電磁的記録による提出方法

第２の２の（１）、第４の１及び第５における電磁的記録による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法で行うことができる。

別記様式1（第2の2の（1）関係）

年度　木材産業等高度化推進資金借入計画承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様

申請者　住所：

氏名：

　　年　月　日付け承認番号　　をもって認定のあった合理化計画に基づき　　年度における借入計画について承認を申請します。

資金の種類			借入申込金額	借入期間	取扱金融機関	数人共同体の場合	
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	4倍	千円	年　月 ～ 年　月	銀行・中金 信金・信組　支店	構成員名	支店名
		3倍	千円	年　月 ～ 年　月	金融機関との協議状況 ① 協議年月日 年　月　日		
		2倍	千円	年　月 ～ 年　月	② 協議の相手方 所属		
	新規需要創出資金		千円	年　月 ～ 年　月	職・氏名		
木材高度加工資金			千円	年　月 ～ 年　月	構造改善計画の場合		
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金		千円	年　月 ～ 年　月	共同申請者（借受者以外）	備　考	
	伐採・造林一貫作業推進資金	3倍	千円	年　月 ～ 年　月			
		2倍	千円	年　月 ～ 年　月			
木材安定供給資金			千円	年　月 ～ 年　月			

1　事業計画（構成員等の内訳は付表に記載）

資金の種類			事業計画量	総事業費 a	資金回転数 b	所用資金額 c=a÷b	本資金借入額 d≦c	借入期間
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	4倍	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
		3倍	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
		2倍	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
	新規需要創出資金		㎥	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
木材高度加工資金			㎥ （　　）	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金		㎥	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
	伐採・造林一貫作業推進資金	3倍	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
		2倍	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月
木材安定供給資金			㎥ （　　）	千円	回転	千円	千円	年　月 ～ 年　月

注）「事業計画量」欄の（ ）書きは、契約・協定等に基づく数量を記載する。

2 木材産業等高度化推進資金の月別借入残高　　（単位：千円）

資金の種類			年度区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	4倍	年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
		3倍	年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
		2倍	年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
	新規需要創出資金		年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
木材高度加工資金			年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金		年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
	伐採・造林一貫作業推進資金	3倍	年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
		2倍	年度借入分												
			年度借入分												
			合計												
木材安定供給資金			年度借入分												
			年度借入分												
			合計												

注）「年度区分」欄の上段は、前年度承認に係る借入残高を、下段は、当該年度承認に係る借入残高を記載する。

付　表

申請者	

資金名	

構成員名	事業計画量	総事業費 a	資金回転数 b	所用資金額 c=a÷b	本資金借入額 d≦c	借入期間
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
	㎥	千円	回転	千円	千円	年　月～　年　月
集　計	㎥	千円	（平均回転数） 回転	千円	千円	

注）　この付表は、「構成員が貸付を受けて行う事業」が含まれる協同組合及び数人共同事業体の場合に使用してください。

別記様式２（第２の２の（2）関係）

年度木材産業等高度化推進資金貸付計画(総合)振興局長意見書

（総合）振興局長

借受者名	資金種類	借入申込金額	借入期間	取扱金融機関名	(総合)振興局長の意見 (合理化計画等との整合、その他について)
		千円	年　月　日から 年　月　日まで		
			年　月　日から 年　月　日まで		
			年　月　日から 年　月　日まで		
			年　月　日から 年　月　日まで		
			年　月　日から 年　月　日まで		
			年　月　日から 年　月　日まで		
			年　月　日から 年　月　日まで		
合計					

別記様式３（第２の４関係）

年度木材産業等高度化推進資金運用計画通知書

○ ○ 第　　号
年　月　日

（取扱金融機関）　様

北　海　道　知　事

年度における貴行（金庫）にかかる標記資金の運用計画について、次のとおり決定したので通知します。

借受者名	借入金額	借入期間	取扱支店名	資金の種類	備考
		年　月～　年　月		長期 短期	
		年　月～　年　月		長期 短期	
		年　月～　年　月		長期 短期	
		年　月～　年　月		長期 短期	

別記様式４（第２の５関係）

年度木材産業等高度化推進資金借入計画承認通知書

○ ○ 第　　号
年　月　日

（資金借受者）　　様

北　海　道　知　事

年　月　日付けをもって承認申請のあった標記資金借入計画について、これを適当であると認め、承認する。

（次のとおり変更のうえ承認する）

記

［ 変 更 内 容 ］

別記様式５（第３の１関係）

構　成　員　別　受　益　分　担　表

区　　分	構　成　員　内　訳				合　　計
	甲	乙	丙	丁	
共同事業量（m^3）					
必要資金額（千円）					
うち、木材産業等高度化推進資金借入額（千円）					

年度の共同事業の構成員別の受益分担は、上記のとおりであることを証明する。

年　　月　　日

代表者氏名

別記様式６（第４の１関係）

木材産業等高度化推進資金借入報告書

年　　月　　日

北　海　道　知　事　様

住　　所

氏　　名

標記資金について、次のとおり借入れしましたので報告します。

借　　入　　額	円		
借　入　月　日	年　　月　　日	償還予定月日	年　　月　　日
取扱金融機関		資金の種類	（短期　長期）
借　入　方　法	証　書　　手　形　　（該当する方を○で囲む）		
借　入　条　件 該当する ものを○ で囲む	基金の保証（保証額　　）		
	役員等の連帯保証		
	担保		
	その他（詳細に）		

別記様式７（第４の２関係）

木材産業等高度化推進資金借入状況報告書（　　月分）

（総合）振興局

借受者名	借入金額(円)	借入期間		資金の種類	借入金融機関
		借入年月日	償還年月日		
				長期 短期	
				長期 短期	
				長期 短期	
				長期 短期	
				長期 短期	
				長期 短期	
				長期 短期	
				長期 短期	
				長期 短期	

別記様式８（第５関係）

実　績　報　告

年　月　日

北海道知事　様

住所
氏名　　法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

年　月　日付け認定番号第　　号で認定を受けた合理化計画に係る第　年度（計画期間　　年　月　日～　月　日）の事業実績につき、下記のとおり報告します。

１　事業経営改善合理化資金関係

項目		事業量			事業費（千円）	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）（千円）
		地域材（㎥）	左記以外（㎥）	計（㎥）		
合理化計画における計画	素材生産		－			
	間伐等素材生産	（　）	（　）	（　）		
	素材引取	（　）	（　）	（　）		
	間伐材等素材引取	（　）	（　）	（　）		
	素材転換	（　）	－	（　）		
	製品引取	（　）	（　）	（　）		
	間伐材等製品引取	（　）	（　）	（　）		
	計Ａ	（　）	（　）	（　）		
	製品生産	（　）	（　）	（　）		
	間伐材等製品生産	（　）	（　）	（　）		
本年度の合理化計画に対する実績	素材生産		－			
	間伐等素材生産	（　）	（　）	（　）		
	素材引取	（　）	（　）	（　）		
	間伐材等素材引取	（　）	（　）	（　）		
	素材転換	（　）	－	（　）		
	製品引取	（　）	（　）	（　）		
	間伐材等製品引取	（　）	（　）	（　）		
	計Ｂ	（　）	（　）	（　）		
	製品生産	（　）	（　）	（　）		
	間伐材等製品生産	（　）	（　）	（　）		
計画対実績の割合Ｂ／Ａ		（　）％	（　）％	（　）％	％	％

（注）１　合理化計画における計画の欄について
(1) 事業量については、
①　合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。

② 素材引取の（ ）は、ＪＡＳ認証業者等のＪＡＳ製品生産量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の（ ）は、需要開発に係る認定者にあっては、その生産計画量を、製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）に係る認定者にあっては、ＪＡＳ製品生産計画量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
④ 間伐材等製品生産については間伐材等の素材及び製品の加工に要した経費を記入する。

(2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。

(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

(1) 事業量については、
① 合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
② 素材引取、素材転換及び間伐材等素材引取の（ ）は、ＪＡＳ認証業者等のＪＡＳ製品生産量を記入する。
③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の（ ）は、需要開発に係る認定者にあっては、その生産量を、製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）に係る認定者にあっては、ＪＡＳ製品生産量を記入する。

(2) 事業費については、
① 素材生産については、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
② 素材引取、素材転換及び製品引取については、国産材に係る素材又は製材品の引取金額を記入する。
③ 間伐等素材生産については、間伐等に係る立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
④ 間伐材等素材引取、間伐材等製品引取については、間伐材等の素材又は間伐材等に係る製材品の引取金額を記入する。

(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下１位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

2　木材高度加工資金関係

(1)立木等引取、素材生産に係る資金関係

資金名						
項目		事業量			事業費（千円）	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）（千円）
		地域材（㎥）	左記以外（㎥）	計（㎥）		
合理化計画における計画	立木引取		－			
	素材生産	（　）	（　）	（　）		
	素材引取	（　）	（　）	（　）		
	製品引取	（　）	（　）	（　）		
	計A	（　）	（　）	（　）		
本年度の合理化計画に対する実績	立木引取		－			
	素材生産	（　）	（　）	（　）		
	素材引取	（　）	（　）	（　）		
	製品引取	（　）	（　）	（　）		
	計B	（　）	（　）	（　）		
計画対実績の割合 B／A		（　）%	（　）%	（　）%	%	%

（注）1　合理化計画における計画の欄について
(1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
(2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
2　本年度の合理化計画に対する実績の欄について
(1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
(2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は国産材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
3　計画対実績の割合は、百分率（小数点以下１位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2)木材加工に係る資金関係

資金名				
項目		事業量（㎥）	事業費（千円）	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）（千円）
合理化計画における計画	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計A			
本年度の合理化計画に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計B			
計画実績の割合　B／A		%	%	%

（注）1　合理化計画における計画の欄について
(1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
(2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
2　本年度の合理化計画に対する実績の欄について
(1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
(2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
3　計画対実績の割合は、百分率（小数点以下１位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

３　林業経営改善資金

事業区分			事業量（ha）	事業費（千円）	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）（千円）
林業経営改善計画における計画	所有森林	植栽			
		保育			
	施業受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	経営受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計　A				
	委託	素材生産　C			
	一貫作業	一貫作業　E			
本年度の林業経営改善計画における計画	所有森林	植栽			
		保育			
	施業受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	経営受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計　A				
	委託	素材生産　C			
	一貫作業	一貫作業　E			
計画対実績の割合　B／A			%	%	%
計画対実績の割合　C／D			%	%	%
計画対実績の割合　E／F			%	%	%

（注）１　林業経営改善計画における計画の欄について
(1) 事業量については、林業経営改善計画書の３の(2)の「目標を達成するため必要な事項の実行計画量」の値を記入する。
(2) 事業費については、林業経営改善計画書の４の「３の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」の計の金額を各事業区分ごとに転記又は按分して記入する。
(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、林業経営改善計書の４の「３の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」から推進資金からの借入金の額を転記する。
２　本年度の林業経営改善計画に対する実績の欄について
(1) 事業量については、林業経営改善計画に掲げた事業の実績を記入する。
(2) 事業費については、事業を実施するのに要した金額を記入する。
(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

３　計画対実績の割合は、百分率（小数点以下１位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

4　木材安定供給資金関係

(1)森林所有者等による立木等引取、素材生産に係る資金関係

資金名						
項目		事業量			事業費（千円）	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）（千円）
		地域材（㎥）	左記以外（㎥）	計（㎥）		
事業計画における計画	立木引取		－			
	素材生産	（　）	（　）	（　）		
	素材引取	（　）	（　）	（　）		
	製品引取	（　）	（　）	（　）		
	計A	（　）	（　）	（　）		
本年度の事業計画に対する実績	立木引取		－			
	素材生産	（　）	（　）	（　）		
	素材引取	（　）	（　）	（　）		
	製品引取	（　）	（　）	（　）		
	計B	（　）	（　）	（　）		
計画対実績の割合 B／A（素材換算値）		（　）%	（　）%	（　）%	%	%

（注）1　事業計画における計画の欄について
(1) 事業量については、事業計画の事業の計画量から該当数値の素材換算したものを記入する。
(2) 事業費については、事業計画の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、事業計画の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
2　本年度の事業計画に対する実績の欄について
(1) 事業量については、事業計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
(2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取は素材の購入代金等を記入する。
(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
3　計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2)木材利用事者等による木材加工等に係る資金関係

項目		事業量（㎥）	事業費（千円）	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）（千円）
事業計画における計画	素材の消費量A			
本年度の事業計画に対する実績	素材の消費量B			
計画実績の割合　B／A		%	%	%

（注）1　事業計画における計画の欄について
(1) 事業量については、事業計画から該当数値を転記する。
(2) 事業費については、事業計画の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、事業計画の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
2　本年度の事業計画に対する実績の欄について
(1) 事業量については、事業計画に掲げた事業の実績を記入する。
(2) 事業費については、木材製品の消費等（原材料の消費のみでなく、木材製品を利用した商品の製造、販売に要した費用を含む。）に要した経費を記入する。
(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
3　計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(3)木材製品利用事者等による木材製品の利用に係る資金関係

項目		事業量 （㎥）	事業費 （千円）	木材産業等高度化推進資金認定額 （実績欄においては借入額） （千円）
事業計画における計画	木材製品の消費量Ａ			
本年度の事業計画に対する実績	木材製品の消費量Ｂ			
計画実績の割合　Ｂ／Ａ		%	%	%

（注）１　事業計画における計画の欄について
(1) 事業量については、事業計画から該当数値を転記する。
(2) 事業費については、事業計画の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、事業計画の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
２　本年度の事業計画に対する実績の欄について
(1) 事業量については、事業計画に掲げた事業の実績を記入する。
(2) 事業費については、木材製品の消費等（原材料の消費のみでなく、木材製品を利用した商品の製造、販売に要した費用を含む。）に要した経費を記入する。
(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
３　計画対実績の割合は、百分率（小数点以下１位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。